

1 業務の概要

- (1) 件名
公立大学法人横浜市立大学附属病院飲料自動販売機設置・運營業務
- (2) 内容
公立大学法人横浜市立大学附属病院における飲料自動販売機を設置・運営する業務
- (3) 設置場所・台数
ア 設置場所：横浜市金沢区福浦 3-9
公立大学法人横浜市立大学附属病院
詳細は、別表「自動販売機設置一覧」及び「図面」を参照すること。
※1 「図面」において、図示した設置場所は、協議の上、変更することができます。
※2 自動販売機設置場所を当院が使用する必要が生じた場合には、設置場所の変更又は撤去を要請する場合があります。また、コロナ禍における患者・職員の動線や売上状況を鑑み設置場所や販売内容の変更を要請することがあります。
イ 台数：3台（うち1台は屋外）

2 費用負担

自動販売機に伴う次の各費用は設置事業者の負担とします。

- (1) 貸付料
単価：屋外1台につき、900円（税別）／月
屋内1台につき、3,100円（税別）／月
※別途消費税がかかります。
- (2) 光熱水費
自動販売機設置時に電気使用量の計測専用の個別メーターを設置し、その計測結果に基づき算出した電気使用料金を負担すること。
個別メーターを設置できない場合は、自動販売機の使用電力と稼働率に基づき算出された電気使用料金を負担すること。
電気使用料＝電気使用量個別メーター測定値×市大附属病院電気単価
（参考：令和5年度＝24.04円／kWh※税込）
- (3) 売上手数料
設置する飲料自動販売機の売上金額（税抜）を合計した金額に売上手数料率を乗じて算出された金額（算出された金額に1円未満の端数が生じる場合は切捨とします。）
※別途消費税がかかります。
- (4) 各費用の入金時にかかる銀行振込手数料
- (5) 搬入・据付作業に伴う材料・工具費用
運営上必要な空調・衛生・電気設備等が追加で必要な場合も設置事業の負担とします。
- (6) 契約変更及び終了時の自動販売機移転・撤去に伴う費用及び原状回復費用
- (7) 商品補充にかかる費用及び自動販売機のメンテナンス費用
- (8) 電気使用量の計測専用の個別メーター設置及び運用にかかる費用
- (9) その他自販機設置・運営に関する費用

3 販売商品

- (1) 商品構成
ア 販売商品は定期的に変更することとし、販売内容が偏らないようにすること。
※ 病棟特性等で変更が必要な場合で、かつ、当院からの申し出があった場合、速やかに変更すること。
イ たばこ及び酒類又は類似品の販売は禁止とします。
- (2) 販売価格
ア 飲料自販機の販売価格は、標準価格から20円以上値引きすること。
- (3) 商品補充
ア 販売実績及び需要予測から、売切れが発生しないように商品補充を頻回に行うこと。

4 自動販売機及び空容器の回収箱

- (1) 設置する自動販売機の機能

ア 電子マネー

交通系電子マネー（Suica 及び PASMO）及びモバイル決済サービス（PayPay 等）のいずれも使用できること。モバイル決済サービスは 1 種類以上導入することとし、種類を増やすよう努めること。

イ ユニバーサルデザイン仕様

商品選択ボタン・取出口・コイン投入口・つり銭返却口の機能・配置が、車椅子使用者・障害者・高齢者・子ども等にも利用しやすいように開発された自動販売機とすること。

※ただし、附属病院 立体駐車場 1 階及び附属病院10階 臨床講堂前廊下は除く。

ウ 環境対策

飲料自動販売機については、トップランナー基準及びグリーン購入法に適合したノンフロン対応機・ヒートポンプ機を採用することとし、その他にも省エネに努めること。

エ その他

- ・契約期間中に故障等の症状がみられた場合は、自動販売機を交換すること。
- ・契約期間中において、上記アからウにかかる最新の機種があれば当院に提案し、協議の上、入れ替えを行うこと。

(2) 空容器の回収箱

原則として、自動販売機 1 台につき 1 個以上設置することとし、契約締結時に当院が指定する場所に設置すること。ただし、当院が認めた場合は設置不要とする。

(3) デザイン

自動販売機及び空容器の回収箱は、周辺環境と調和したデザイン、色とすること。

(4) 設置スペース

別表「自動販売機設置一覧」及び「図面」を参照し、設置機器のサイズなど協議の上、設置可能な機器を設置すること。

5 廃棄物の回収運搬処理

(1) 方法

自動販売機に併設した空容器の回収箱の廃棄物については、設置事業者の責において処理するものとします。処理にあたっては、法律条例の規定に基づき、適切なりサイクル処理を実施するものとし、設置事業者が設置した自動販売機において販売した商品以外の廃棄物が混入していた場合にも同様に処理すること。

(2) 回収頻度等

回収箱から廃棄物があふれない程度に行うこととし、周辺環境の美化に努めること。回収頻度について当院から要請があった場合は協議の上、回数を決定することとします。また、回収時に床面等に液体の漏出があった場合は直ちに拭き上げる等、患者の療養環境が悪化しないよう十分配慮すること。

6 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

(2) 管理運営

ア 設置事業者は、自動販売機の設置・管理・運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。

イ 商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

ウ 販売商品の搬入、廃棄物等の搬出を行う時間及び経路と新型コロナウイルス感染症対策については、別途協議します。院内に立ち入る際は、清潔な服装とすること。

エ 自動販売機本体及び空容器の回収箱の清掃を行うこと。

オ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情申出先については、設置事業者の責において対応するとともに、本体に販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記すること。

カ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸はできません。

ただし、業務の一部を第三者に委託することは許可します。その場合、第三者に委託した業務に伴う行為について、設置事業者が当院に対してすべての責任を負うこととします。

キ 契約期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合、当院が指定する期日までに設置事業者の負担のもと原状回復を行い、当院の確認を受けることとします。

ク 自動販売機ごとの売上個数及び売上金額をひと月ごとに取りまとめて、翌月 10 日までに売上報告

書により報告してください。なお、売上報告書の書式については当院と協議の上決定するものとします。

7 災害発生時の対応

横浜市金沢区において災害が発生し、当院が飲料の提供を必要と判断した場合には、設置事業者が設置する自動販売機内の飲料を無償で提供することとします。

8 賠償責任について

自動販売機に起因する事故による患者及び当院職員への賠償は、設置事業者の責において全て行うこととします。

9 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、当院と協議の上決定するものとします。

(別表) 自販販売機設置一覧

No	設置場所		目的
1	附属病院 立体駐車場 1 階	屋外	飲料販売
2	附属病院地下 1 階 放射線部待合ホール	地下 1 階	飲料販売
3	附属病院 10 階 臨床講堂前廊下	10 階	飲料販売

※転倒防止板・放熱余地・空容器の回収箱のスペースは含みません。

自動販売機の設置に関する契約書

公立大学法人横浜市立大学（以下、「甲」という。）と〇〇〇（設置事業者名）（以下、「乙」という。）は、自動販売機（以下、「自販機」という。）の設置について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が管理する施設内に乙が乙の所有する自販機を設置して、利用者に飲料を販売する事業（以下「当該事業」という。）を行うことを承諾する。

（設置場所および数量）

第2条 乙が設置する自販機の設置場所及び数量は、別紙「設置物リスト」に記載するとおりとする。以下、別紙「設置物リスト」の設置場所に設置した自販機を「本自販機」という。

（契約期間）

第3条 契約期間は、別紙「設置物リスト」に記載するとおりとする。

- 2 本自販機を設置した場所を甲が使用する必要が生じたときは、甲は、契約期間中でも本契約を解除または変更できるものとする。但し、甲は、明渡日又は変更日の3か月前までに乙に通知するものとする。

（設置機器）

第4条 乙は、次の各号に対応した自販機を設置するものとする。

- (1) 本自販機の本体に、管理するものの会社名または管理者名、及び連絡先を表示すること。
 - (2) 乙は、甲の省エネルギー化に向けた取組に協力するため、本自販機の設置にあたっては、機材の省エネルギー機能を最大限発揮できるように調整する他、エネルギー消費効率の良い機器を設置するものとする。
 - (3) 自販機の設置にあたっては、あらかじめ書面により自販機の詳細を甲に報告し、甲の承諾を得るものとする。本自販機の交換又は更新についても同じとする。
- 2 本自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び各種手続き・届出等は、乙が行うものとし、これに係わる経費は全て乙が負担するものとする。但し、第11条第1項ただし書きの場合を除くものとする。

（貸付料及び売上手数料）

第5条 乙は、甲が管理する施設内における当該事業実施の許可の対価として、別紙「設置物リスト」の記載に従い、甲に貸付料及び売上手数料をそれに課税される消費税額分と共に支払うものとする。ただし、売上手数料について、売価に消費税が含まれる場合は、売上手数料の消費税分の支払いは無いものとする。

- 2 乙は、甲が指定する期日までに、甲が指定する銀行口座宛てに貸付料及び売上手数料を振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

- 3 前項に基づき乙が甲に支払った貸付料及び売上手数料は、乙の都合により自販機の設置を取りやめた場合及び、乙の責めに帰すべき事由により甲が本契約を変更又は解除した場合には返還しないものとする。

(光熱水費)

第6条 乙は、本自販機の設置に附帯する光熱水費を、それに課税される消費税額分と共に別紙「設置物リスト」の記載に従い、甲の発行する請求書により指定する銀行口座宛てに、振り込むものとする。
なお、振込手数料は乙の負担とする。

(延滞金)

第7条 乙は、第5条、第6条に係わる支払いが、支払期日までに行われなかったときは、その支払期日の翌日から納入するまでの日数に応じて年率 14.6%の割合で計算した金額を、延滞金として加算して甲に支払わなければならない。この場合の計算は、年365日とする。

(使用上の制限等)

- 第8条 乙は、本自販機について、常に善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
また、本自販機が第三者により汚損又は損壊されている場合、若しくはその恐れがある場合は、修理・交換等の対応又はその防止に努めるものとする。
- 2 乙は、本自販機の維持管理について、甲および第三者に対して責任を負い、故障及び苦情に関して適切に対応するものとする。
- 3 乙は、本自販機を別紙「設置物リスト」に指定した目的以外に供してはならない。
- 4 乙は、本自販機について、改造、改装、交換、その他の行為をしようとするとき、または使用目的を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって甲に申請し、甲の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合、第三者に委託した業務に伴う行為について、乙が当院に対してすべての責任を負うこととする。

(転貸等の禁止)

第9条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は乙が次の第1号から第5号のいずれかに該当するとき、乙は甲が次の第1号から第3号又は第6号のいずれかに該当するときは、相手方に対し何らの通知・催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約（特約条項を含む）に違反したとき
- (2) 信用状態の悪化又は不正の行為等が発生し、本契約を継続しがたいと判断したとき
- (3) 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者その他の反社会的勢力に該当したとき又は本自販機の設置等に関し、反社会的勢力が紹介・仲介していたことが判明したとき
- (4) 乙が設置許可料及び売上手数料、光熱水費、その他負担経費の支払いを3か月分以上遅滞したとき

(5) 乙が業務を適正に処理できないと甲が認めたとき

(6) 甲が指示する設置場所が、法令等に違反し又は第三者の権利もしくは周囲の安全を害する等の理由より、本自販機の設置に適さないと乙が判断したとき

2 前項により本契約の全部又は一部が解除された場合、被解除当事者は解除当事者に対し、解除により生じた損害について、損害賠償請求をすることができないものとする。

(原状回復)

第 11 条 本契約期間が満了したとき、または本契約が解除されたときは、乙は、速やかに本自販機を撤去し、乙の負担により原状に回復するものとする。ただし、甲が必要ないと認めた場合はこの限りではないものとし、また、甲の責めに帰すべき事由により本契約が終了した場合の本自販機の撤去及び原状回復に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、乙の負担において甲がこれを行うことができるものとする。この場合において、乙は何らの異議を申し立てることができないものとする。

(秘密保持)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の有効期間中及び本契約の終了後 3 年間、本契約の内容及び本契約に関して知りえた相手方の秘密情報（本自販機による商品の販売数量その他の情報を含む）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（乙のグループ会社を除く）に開示・漏洩してはならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、本自販機で販売する商品（衛生管理に起因するものを含む）及び本自販機に起因して、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約が終了したときから本自販機を撤去して原状に回復するまでの期間、貸付料の額（貸付料を減免されている場合は、甲の基準により算定した金額）の 3 倍に相当する金額を遅延損害金として支払わなければならない。

3 甲及び乙は、本契約に定める義務を履行しないために相手に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 14 条 乙は、契約期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本自販機の設置に投じた有益費、修繕費等の必要費用その他の費用を甲に請求しないものとする。

(実地監査等)

第 15 条 甲は、本自販機について随時に実地調査し、必要に応じて乙に意見を求め、その他本自販機の維持・使用に関し要望することができる。

(特約条項)

第 16 条 甲及び乙は、本自販機の運営等に関して、別紙「特約条項」を定めるものとする。

(疑義の決定)

第 17 条 本契約に関し疑義のある場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。また、本契約に定めのない事項についても同様とする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

神奈川県横浜市金沢区瀬戸 22 番 2 号

甲 公立大学法人横浜市立大学

理 事 長

近野 真一

印

乙

印

設置物リスト

(1) 設置を許可する設備等

所在地等	名 称		公立大学法人 横浜市立大学附属病院				
	所 在 地		神奈川県 横浜市 金沢区 福浦三丁目9番地				
設置を許可する場所・設備等							
許可部分	設置場所			設置する設備	目的	サイズ	電気/水道の使用
	1	附属病院立体駐車場1階	建物外	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	2	附属病院地下1階	建物内	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	3	附属病院10階	建物内	自動販売機	清涼飲料販売		電気使用
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
18							